

○事前評価の結果の政策への反映状況

<新規事業に関する事業評価(事前評価)>

概算要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

[概算要求への反映]

評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「―」を付した。

[機構・定員要求への反映]

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「―」を付した。

No.	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成24年度予算概算要求等への反映内容】	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
1	就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援の強化(Ⅱ-1-3)	<p>(事業の概要)</p> <p>新卒応援ハローワークによる新卒者・既卒者への就職支援により、フリーターにならないようする入り口対策に加え、ナビゲーターによる就職までの担当者制の向き合い型支援等によるフリーターからの出口対策を行う。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>①行政関与の必要性の有無:有 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、我が国の社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。職業紹介等については、民間でも自由に行えるが、民間が取り扱わない就職困難性を抱えるフリーター等の就職支援については、最後のセーフティネットとして行政が関与する必要がある。</p> <p>②国で行う必要性の有無:有 フリーターについては、「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定)において、「新成長戦略」(平成21年12月30日閣議決定)により設定された、平成32年までに「若者フリーター約124万人」の目標を堅持するとされており、この目標を期限までに確実に達成するためにも、国がハローワークの全国ネットワークを活用して、全国斉一的に(地域による取組内容や取組みのスピードのばらつきなく)かつ的確に行う必要がある。</p> <p>③民営化・外部委託の可否:否 フリーター等に対する就職支援については、国がハローワークで行う事業主指導、的確な求人確保が極めて重要であり、これらの取組と、きめ細かな職業紹介・職業相談、職業訓練の受講の相談などを組み合わせ、一体的に行うことが効果的であるため、民間委託等によらず、国が指導権限の行使を伴う形で直接に実施する必要がある。</p> <p>④他の類似事業との整理 ○地方自治体における類似の取組の有無:無 若年者のためのフレストップサービスセンター(通称「ジョブカフェ」)においては、地域の若者全般を対象に、各種支援情報の提供、通職・適正診断、就職面接会等を実施している。この利用者のうち、就職に向けた担当者制によるきめ細かな個別支援(職業相談・職業紹介)が必要な者(35歳未満の若年者(主に20代))については、わかものハローワークに誘導するなどし、相互に役割を明確化した上で、必要に応じて連携を図ることを予定。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>フリーター等の減少、若年者の雇用情勢の改善に上げるためには、「わかものハローワーク」を設置し、通常のハローワークで行われている職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、求職者ニーズ、能力等に応じた個別求人開拓等さまざまな支援メニューを、個々の状況に応じて組み合わせ、綿密な支援を行うことが必要である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>従来より、ハローワークにおいては、フリーター等に対する職業相談・職業紹介を実施し、平成22年度は30.4万人の正規雇用化を実現しており、フリーター等の正規雇用化の実現については、個々の状況に応じたきめ細かな就職支援を行うことが有効な手法であると評価できる。一方で、フリーター数は依然として増加傾向にあり、フリーターから離脱できない者も依然として多い。特に大都市圏においては、若者の集約を図りやすいことから、地域ごとに点在するハローワークにおける支援のみならず、「わかものハローワーク」において就職支援を集中化することが効率・効果的な支援方法であると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算要求額:2,011百万円</p> <p>○機構・定員要求 なし</p> <p>○税制改正要望 なし</p>	○	―
2	「大学生現役就職促進プロジェクト(仮称)」の推進(Ⅱ-1-3)	<p>(事業の概要)</p> <p>現役大学生を主なターゲットとして、大学との連携強化による恒常的な出張相談、早期就職のための卒業年次前の学生に対する人材育成支援などを内容とする「大学生現役就職促進プロジェクト(仮称)」を新たに実施する。</p> <p>(必要性の評価)</p> <p>①行政関与の必要性の有無:有 新卒者に関する雇用問題は、日本の将来を担う新卒者自身のキャリア形成はもとより、我が国の社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。民間は職業紹介等については、民間でも自由に行えるが、就職内定率の低下や未就職卒業者の増加など、民間の自由な取組みでは支援が不足している現状を踏まえれば、新卒者の就職支援については、最後のセーフティネットとして行政が関与する必要がある。</p> <p>②国で行う必要性の有無:有 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)等により、新卒者支援の強化が盛り込まれており、国が取り組むべき重要課題とされている。また、就職が決まらないうちに卒業し、フリーターとなることを防止する観点から、「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定)においては、「新成長戦略」(平成21年12月30日閣議決定)により設定された、平成32年までに「若者フリーター約124万人」の目標を堅持するとされており、新卒者支援を行うことは、この目標達成にも寄与するものと考えられる。この目標を期限までに確実に達成するためには、新卒者の就職支援については、国がハローワークの全国ネットワークを活用して、全国斉一的に(地域による取組内容の疎密や取組みスピードのばらつきなく)かつ的確に行う必要がある。</p> <p>③民営化・外部委託の可否:否 新卒者が、卒業までに就職できるようにするために、就職実施を踏まえて対策を迅速に決定・実施する必要がある。 また、新卒者の就職を実現するに当たってはハローワークで行う事業主指導、的確な求人確保が極めて重要であり、これらの取組と、きめ細かな職業紹介・職業相談などを組み合わせ、一体的に行うことが効果的である。民間委託等によらず、国が指導権限の行使を伴う形で直接に実施する必要がある。</p> <p>④他の類似事業との整理:類似の取組組みはない。</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>未就職卒業者の減少、新卒者の就職環境の改善、フリーター増加の防止の成果が発現するためには、「大学生現役就職促進プロジェクト(仮称)」を実施し、大学生等が安心して就職活動に取組むための就職支援の恒常化・強化を図ることが必要である。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>大学等への支援は、平成22年度後半に新卒応援ハローワークの設置、ジョブサポーターの抜本的増員などの緊急対策を講じてきたところであり、平成22年度には(平成22年9月～平成23年3月)、のべ228,952人が新卒応援ハローワークを利用し、30,485人が就職決定した。また、同期間において、59,903人がジョブサポーターの支援により就職が決定しており、大学等との連携によるきめ細かな就職支援を行うことは、就職が決まらないうちに未内定者の就職促進に有効な手段であると評価できる。 こうした取組をさらに強化するとともに、これまで十分ではなかった現役大学生を主なターゲットとした取組を行うことで、一層の効果が見込まれる。 また、大学等においては、就職支援や就職に関する情報等が不足し、学生等に十分な支援が行き渡っていない現状において、新卒応援ハローワークが出張相談を行ったり、学生への新卒応援ハローワークの周知についての協力を得ることは、新卒応援ハローワークにとっても、支援を必要とする学生を捉え、就職支援に誘導するために効率・効果的な手段であると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算要求額:12,708百万円</p> <p>○機構・定員要求 なし</p> <p>○税制改正要望 なし</p>	○	―

3	<p>(事業の概要) 在宅医療において、高い無菌性が求められる注射薬や輸液などを身近な薬局でも調剤できるよう、地域拠点薬局の無菌調剤室の共同利用を構築する。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無・有 患者・家族が在宅医療を希望する場合には、それが可能となるような体制を全国的に整備することが必要であるが、民間等の医療機関・薬局による個々の活動のみでは、体制に地域差が生じることが考えられるため、共同利用できる薬局を全国的に整備し、最低限の基盤整備を行い、その後の在宅医療推進につなげていくためにも行政機関の関与が必要である。 ②国で行う必要性の有無・有 全薬局で、在宅医療を支援する地域薬剤師会等の拠点薬局への無菌調剤室の整備を行う場合、当該整備に係る費用について、財政基盤の弱い市町村等に負担させるのは困難である。また、全国どの地域においても、患者・家族が在宅医療を希望する場合に、それが可能となるような体制を整備する必要があることからすれば、財政支援を含め国として支援していく必要がある。 ③民営化・外部委託の可否・否 在宅医療提供拠点薬局整備事業は、各都道府県又は都市区薬剤師会を運営主体とする薬局を拠点として、全国規模で、在宅医療を推進するため、国が整備等を進めていくべきものであり、また、初期投資が大きいことから民営化や外部委託を期待することは現実的にも難しい。 ④他の類似事業との整理：類似の取り組みはない。</p> <p>(有効性の評価) 各都道府県及び都市区薬剤師会を運営主体とする薬局に対する補助が、在宅医療への移行による入院患者の減少及び患者・家族のQOLの向上につながる仕組みが機能するためには、①現在は、認められていない薬局の共同利用における調剤について、規制の見直しを行うこと、②補助の対象となった薬局が地域の在宅医療推進への拠点として機能する必要があること、③補助の対象となる薬局が共同施設として利用しやすい環境にあることが必要である。 これらについては、補助の対象となる薬局のそれぞれの環境状況把握した上で、問題を分析し、対処する等の工夫をすれば、本事業は有効に事業効果を発揮し、在宅医療の推進という結果をもたらすと期待される。なお、効果の発現には、全国に在宅医療を行える人材を確保できるか、医療機関、訪問看護サービスとの連携等、様々な要因が影響を及ぼすことに留意が必要である。</p> <p>(効率性の評価) 本事業では、補助先を各都道府県及び都市区薬剤師会を運営主体とする薬局としており、各地域における薬局をリードする立場であることから、積極的な活動が行われることが見込まれ、また、当該会営業局の無菌調剤室を共同利用することは、利便性、経済性等の観点から、効率性は高いものと期待される。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算要求額：2,030百万円	-	-
4	<p>(事業の概要) 特定機能病院又は特定機能病院に準じる医療機関(公募)が国際水準(ICM-GCP準拠)の臨床研究を行う。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無・有 臨床研究中核病院(仮称)の整備は、国際水準(ICM-GCP準拠)の臨床研究体制を整備し、研究者主導および企業からの委託による質の高い臨床研究を推進するための医療機関の体制整備を行うものである。そのため、民間の資本により、この事業を行うことは極めて難しいと考えられることから行政が関与する必要がある。 ②国で行う必要性(地方自治体に任せられないか)：有 本事業の成果として、実施された臨床研究に基づき、最終的に新規の医薬品・医療機器等が実用化される必要がある。実用化の際には、治験・薬事承認等の薬事関係業務が深く関わってくることとなり、地方自治体では適切な指導を行うノウハウを持っていないため、適切に本事業を執行することは難しい。 ③民営化・外部委託の可否・否 臨床研究中核病院(仮称)の整備事業は、医療機関を拠点として、国際水準(ICM-GCP準拠)の臨床研究を推進するため、国が整備等を進めていくべきものである。また、初期投資が大きいことから民営化や外部委託を期待することは難しい。 ④他の類似事業との整理：類似の取り組みはない。</p> <p>(有効性の評価) 医療の質の向上(治療ガイドラインの作成等)に資するエビデンス創出による日本発のイノベーションの発信やドラッグラグ・デバイスラグの解消が実現し、世界最高水準の医薬品・医療機器・医療技術を国民に提供するとともに、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へと導くことが期待される。 なお、効果の発現には、医療機関の体制整備(人材、設備等)及び国際水準(ICM-GCP準拠)の臨床研究の実施に準備期間も含め、ある程度の時間を要するため、少なくとも6程度かかると考えられる。</p> <p>(効率性の評価) 臨床研究中核病院(仮称)において実施される国際水準(ICM-GCP準拠)での臨床研究の成果は、薬事承認申請に活用可能であり、後に開発企業が現れた場合に速やかに企業主導の新薬開発につなげることができる。また、臨床研究中核病院(仮称)においては、国際水準(ICM-GCP準拠)での臨床研究だけでなく、具体的なシーズで開発を引き受ける企業の目処がついているものについては、医師主導治験を行うことのできる体制を有するため、効率的にドラッグラグ・デバイスラグの解消へとつなげることができる。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 (新規) ・臨床研究中核病院整備事業 (平成24年度予算概算要求額：5,118百万円) ○機構・定員要求 なし ○規制改正要望 なし	○	-
5	<p>(事業の概要) 医療イノベーションを推進する上で、レギュラトリーサイエンスに精通した人材が臨床現場をはじめ各所で活躍することが必須であり、このために大学における人材育成、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)や国立医薬品食品衛生研究所(以下「国衛研」という。)等における人材交流が重要となっている。 このため、大学等にレギュラトリーサイエンス推進のための寄付講座を設置し、連携大学院の強化等によりレギュラトリーサイエンスに精通した人材育成を図る。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無・有 第4次科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)において、 ・国は、レギュラトリーサイエンスを充実、強化し、医薬品、医療機器の安全性、有効性、品質評価をはじめ、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいた審査指針や基準の策定等につなげる。 ・国は、医薬品及び医療機器の承認審査を迅速かつ効率的に行うため、審査機関の体制を大幅に整備、強化するとともに、当該審査機関におけるレギュラトリーサイエンスの研究機能の充実、これらに精通した人材の養成及び確保を推進する。 と決定されていること。 また、レギュラトリーサイエンスは、「科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく確かな予測、評価、判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学」であり、その成果は医薬品の承認業務等に役立てられること、また、行政機関との関わりが密接な科学であり、基礎的な研究であることから、民間での自主的な研究が困難であるため、行政が関与する必要がある。 ②国で行う必要性の有無・有 レギュラトリーサイエンス推進寄付講座の設置は、全国の大学の中からレギュラトリーサイエンス推進に協力し、適切な研究を行える大学を選定し集中的に研究を行うものであるため、国が実施する必要がある。 ③民営化・外部委託の可否・可 レギュラトリーサイエンス推進寄付講座事業は、基金を設け、基金外、外部(大学)に委託することとする。 ④他の類似事業との整理：類似の取り組みはない。</p> <p>(有効性の評価) 本事業によって、レギュラトリーサイエンスに精通した人材が育成されることとなれば、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいた審査指針や基準の策定がなされることになり、革新的新薬・新医療機器の創出、医薬品・医療機器の審査期間の短縮、ドラッグラグ、デバイスラグの解消という結果もたらされると期待される。 効果の発現には一定の時間がかかると考えられるが、今後とも毎年度、新医薬品・新医療機器の総審査期間の中央値及びドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの期間について集計を行い、検証をすることとする。</p> <p>(効率性の評価) 本事業は、レギュラトリーサイエンス推進事業基金(仮称)が一括して、管理を行うことで、効率性は高いものと期待される。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算要求額：7,050百万円	-	-

6	<p>〔承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業〕(IV-1-7)</p> <p>(事業の概要)          近年、医薬品の研究開発がグローバル化しており、これに対応した承認審査体制の整備が求められていることから、次の整備を行うものである。          ①医療上必要性の高い医薬品の迅速な承認に向け、海外の承認状況をタイムリーに把握するとともに、当該承認にあたってのエビデンス情報を収集、整理し、企業の申請を促進すること。          ②原薬等登録原簿(MF)制度(原薬メーカーが、あらかじめ原薬の品質に関する資料を厚生労働大臣に登録する制度)において、外国メーカーの登録申請は日本国内の不慣れた国内代理人が登録申請を行っている現状がある。このため、MF登録をするにあたって、事前に必須の事項を確認した上で登録する体制を整えるとともに、申請者がより円滑に申請書を作成するための相談体制の整備すること。          ③近年、国際共同治験が活発に行われているが、特に先進は、日本人と比較的人種差の少ないアジア地域での国際共同治験の実施が進められている。このため、アジア地域で行われた国際共同治験の成果を各国がそれぞれ利用して承認につなげることができるよう、ICH(日米EU医薬品規制調和国際会議)参加国である本邦の審査機関(PMDA)に、アジア各国の薬事規制担当者を一定期間招聘し、研修を行うとともに、審査の業務を担当しながら、本邦及び各国の規制について理解を深め、自国の制度のあり方考える機会を設けること。</p> <p>(必要性の評価)          ①行政関与の必要性の有無:有          承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業は、医薬品の承認審査を行う行政機関等の体制の強化を行う事業であり、客観的かつ公平に行われることが必要である。また、医薬品の薬事承認申請の書類は、高度な企業の機密情報や患者の個人情報があり、厳格に管理する必要があることから、行政が関与する必要がある。          ②国で行う必要性(地方自治体に任せられないか):有          医薬品等は、国が定めた統一な基準をもって、PMDAが一元的に審査等を行い、最終的には国が承認を行うことにより、その品質、有効性、安全性を確保されるものであり、これにより安全性の担保された医薬品の流通が可能となるものである。また、PMDAの実施している審査関連業務は、厚生労働大臣による承認制度の根幹となる業務であり、国民の生命に直結する医薬品等患者等が適切に使用するために必要不可欠な業務である。従って、医薬品の承認審査は、今後とも引き続き、国及びPMDAで適切に実施していく必要がある。          ③民営化・外部委託の可否:否          承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業は、医薬品の承認審査を行う行政機関の体制の強化を行う事業である。②のとおり、医薬品の承認審査は国及びPMDAで直接実施する必要があることから、民営化・外部委託できない。          ④他の類似事業との整理:類似の取り組みはない。</p> <p>(有効性の評価)          本事業によって、①諸外国における医薬品の承認情報の収集、②薬事承認に必要なマスターファイル制度の向上、③アジア諸国の規制についての理解の向上、が図られることとなれば、製薬企業の薬事承認申請が促進され、申請しやすい体制の整備が実現することから、医薬品の審査期間の短縮、ドラッグ・ラグの解消という結果がもたらされると期待される。          効果の発現には一定の時間がかかると考えられるが、今後とも毎年度、新医薬品の総審査期間の中央値及びドラッグ・ラグの期間について集計を行い、検証することとする。</p> <p>(効率性の評価)          本事業は、医薬品の承認審査を行っている、国及びPMDAが直接事業を行うことで、効率性は高いものと期待される。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。          平成24年度予算要求額:277百万円</p>
7	<p>(事業の概要)          ①「小児と薬」情報収集ネットワークの整備事業          日本小児総合医療施設協議会の小児医療機関等のネットワークを活用し、必要なデータベースの開発を行い、新規ワクチンや新医薬品の小児への投与に関する情報(投与量、投与方法、副作用・副反応情報等)を収集する小児用医薬品の安全性情報収集・評価体制を確立する。また、新規ワクチンの安全性に関する調査をモデル事業として実施し、医薬品の小児投与による安全性評価手法を確立する。          ②特定薬効群医薬品適正使用ガイドラインの作成          適正使用のためのガイドライン作成の必要性が高い薬効群を選定し、関係学会の協力を得て、医薬品の適正な選択、使用に必要な情報の収集を進め、医薬品使用のガイドラインを策定する。          ③リスクコミュニケーション推進事業          ア)患者向けのわかりやすい情報コンテンツの作成          イ)患者からの副作用報告の活用推進          ウ)重篤な副作用の自覚症状を患者に理解しやすい形で提供する新しいシステムの開発          エ)利用しやすい新たな情報提供ツール「おくすりナビ(仮称)」の開発          などを行い、患者、国民に利用しやすい、わかりやすい医薬品等の情報を提供し、患者とのリスクコミュニケーションの推進を図り、重篤な副作用の未然防止、早期発見を推進する。          ④薬剤学分析手法の高度化事業          大規模医療情報データベースの薬剤学的分析手法について、諸外国の最先端の分析情報や国内の研究開発動向を調査し、最新の分析手法を確立するとともに、モデル事業としてその手法を用いた分析を実施し、安全対策への活用を進める。</p> <p>(必要性の評価)          ①行政関与の必要性の有無:有          医薬品等の安全対策は国が行うべき業務であり、小児への使用に関する情報の収集や薬効群ごとの適正使用ガイドラインの作成、患者・国民とのリスクコミュニケーション、薬剤学的手法の高度化はいずれも個々の民間企業において実施することは困難であり、また、客観性、公平性の観点からも国が関与して実施する必要がある。          ②国で行う必要性の有無:有          医薬品の安全対策は、一元的に国において統一な観点から施策を行う必要があることから、薬事法に基づき国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)によって行われており、今後とも引き続き、国及びPMDAで適切に実施していく必要があり、個々の地方自治体で実施することは不適切である。          ③民営化・外部委託の可否:否          ①「小児と薬」情報収集ネットワークの整備は、小児医療機関等から小児用医薬品に関する投与量、投与方法に関する情報や副作用情報等を収集し、それらの情報を評価、解析することにより小児用医薬品の安全な使用に資することを目的としているものであり、収集するデータの客観性、公平性を考慮する必要があるものである。          ②特定薬効群医薬品適正使用ガイドラインの作成は、科学的なデータを用いて、中立的な立場から作成する必要があることから、国の設置する検討会において作成するガイドラインを検討し、当該ガイドラインの作成については、専門家や専門的知見を多く持っている関係学会に委託することとしている。また、関係学会に委託することにより、医療機関への周知が適切に行われ、利用率の向上が期待できる。          ③リスクコミュニケーション推進事業は、患者・国民に対しては医薬品等の有効性、安全性に関する効果的な情報提供を行い、副作用に関する患者の理解を深め、リスクを最小にしようとするものである。本事業は、国、企業、医療機関などの役割分担の中で、個々の企業ではなく国が担うべきものである。例えば、複数のくすりを用いたときの重篤副作用の自覚症状を理解しやすい形で患者に提供するシステムは個々の企業で開発できるものではない上に、情報の客観性、公平性を考慮する必要があるものである。          ④薬剤学分析手法の高度化は、平成23年度に開始した「医療情報データベース基盤整備事業」で構築するデータベースも試行活用しつつ、分析手法の高度化を図り、その実施のためのガイドラインの策定を行うものであるが、構築中のデータベースの試行活用は外部で行うことはできないものである。          ④他の類似事業との整理:類似の取り組みはない。</p> <p>(有効性の評価)          ①「小児と薬」情報収集ネットワークの整備することが医薬品等の副作用等による健康被害の減少へつながり、②特定薬効群医薬品適正使用ガイドラインの作成が医薬品等の副作用等による健康被害の減少へつながり、③リスクコミュニケーション推進事業が医薬品等の副作用等による健康被害の減少へつながり、薬剤学分析手法の高度化が医薬品等の副作用等による健康被害の減少へつながる仕組みが機能するためには、①「小児と薬」情報収集ネットワークの整備では、ネットワークの整備後に評価、分析等を行うのに必要な一定規模の情報の集積が必要、②特定薬効群医薬品適正使用ガイドラインの作成では、科学的評価に基づく医薬品適正使用ガイドラインの作成及びその利用の促進が必要、③リスクコミュニケーション推進事業では、患者向け情報提供ツールの開発及びその利用の促進が必要、④薬剤学分析手法の高度化では、開発中の大規模医療情報データベースが構築され、医薬品等の安全対策等の施策に活用できるようになることが必要である。これらについては、それぞれの課題について、これまでの経験、知見を有すると考えられる国立成育医療研究センター、関係学会、(独)医薬品医療機器総合機構の協力を得ることや最も効果的に事業の実施、効果の発揮を期待することができる。なお、これらの効果の発現には、システム開発、一定の情報の集積、活用による安全対策の実施などが必要であり、効果の発現には一定の時間がかかると考えられる。</p> <p>(効率性の評価)          個別の民間企業ごとに行うことは、困難かつ非効率であり、多くの知見を有する国立成育医療研究センターや関係学会、PMDAの協力を得ることで、最も効率よく実施されると期待される。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、平成24年度概算要求を行った。          平成24年度予算要求額:529百万円</p>

<p>8</p>	<p>(事業の概要)          ①個人輸入・指定薬物に関する情報提供や啓発を行うHPの開設及びホットラインの設置          ア、個人輸入・指定薬物に関する情報提供・啓発HPの開設等          (1)情報提供や啓発を行うHPを開設し、国際的な情報収集に基づく健康被害情報や偽造医薬品に係る情報を掲載するとともに、メーリングリストを用いて最新の情報を登録者に提供する。          (2)検索サイトに啓発を行うHPのパナー広告を掲載し、当該HPに誘導する。          (3)医療機関・保健所、税関等に配布する啓発資料を作成し、消費者や医師等に対して提供する。          イ、個人輸入・指定薬物ホットラインの設置          個人輸入等の手段により不正に輸入された医薬品・指定薬物等による健康被害の情報などを収集するとともに、消費者や医師等に対する注意喚起や不正な輸入の監視を効果的に行うためのホットライン(コールセンター)を設置し、その成果を活用する。当該ホットラインに消費者から健康被害情報等が寄せられた場合は、厚生労働省や各都道府県等において、成分分析や販売事業者への指導取締りを行い、その結果についても注意喚起を行う情報として、啓発HPにフィードバックする。          ②偽造医薬品対策協議会の設置          偽造医薬品については製薬企業も個々に監視を行っているが、製薬企業、厚生労働省、税関、警察庁等関係行政機関、地方公共団体等からなる協議会を設置し、国際的ネットワークも活用しつつ、情報を共有化するとともに、国民が連携して偽造医薬品の流通拡大の対策を進める。          ③輸入届出に関するオンラインシステムの整備          現在、税関にて構築中の輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)と新医薬品等申請・審査システムとを連携させた輸入届出システムの設計に関する検討を行う。          ④乱用防止の効果的な移動啓発資材の開発・整備          小学生や中学生を対象に、指定薬物、麻薬等の害悪と、医薬品等の個人輸入を行う危険性について、正確かつ効果的に学ぶことができる啓発資材(体験型ソフト・移動車両)を開発・整備し、学校や地域における学習での活用を促す等により、効果的な啓発広報を推進する。</p> <p>(必要性の評価)          ①行政関与の必要性の有無:有          偽造医薬品等の個人輸入、指定薬物の流通、薬物乱用等を防止することは、国民の保健衛生の向上に係ることであるほか、犯罪防止にも資するものであり、民間事業者の自主的な努力のみでは事業を行うことは考えにくいものであるため、行政が関与する必要がある。          ②国で行う必要性の有無:有          国民の保健衛生の問題として全国的な普及啓発等の対策が必要で、かつ、事業の実施には税関等の国の機関が関与するものであり、これらに係る国際的な流通その他の情報は、その性質上、国に集約されているものであることから、国が事業の主体となる必要がある。          ③民営化・外部委託の可否:一部の事業につき可          情報提供手段や移動啓発資材の開発・整備、啓発用HPの運営等は民間企業等に委託を行って実施する。          ④他の類似事業との整理          1)一部の製薬企業において、自社製品の偽造品に対する注意喚起等を行っている。          2)都道府県等において、管内の薬事監視に基づき、偽造医薬品等の指導・取締りや普及啓発を行っている。          3)移動啓発資材として、警察庁(各都道府県警察)において取組事例がある。</p> <p>(有効性の評価)          本事業が実施されることにより、偽造医薬品の個人輸入等による健康被害の防止や、指定薬物・薬物乱用事犯の減少の効果が期待される。</p> <p>(効率性の評価)          これまで都道府県、国、民間企業等が個別に啓発活動を実施してきたが、一元的な情報提供の窓口等を活用し、より効率よく国民に認知され、情報提供や啓発ができるものである。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求において、拡充に係る分を計上した。          (拡充分)          平成24年度予算要求額:198百万円</p>	<p>○ -</p>
<p>9</p>	<p>(事業の概要)          医療機関が診療データを標準的な形式で外部保存し、連携する医療機関においてデータの相互閲覧を可能とするとともに、災害時等にはバックアップとしても利用可能となる医療情報連携・保全基盤を整備する。</p> <p>(必要性の評価)          ①行政関与の必要性の有無:有          診療データの医療機関間での相互閲覧の機運が高まっているが、他地域との互換性が考慮されず、地域毎に独自の仕組みが構築される動きがあり、医療機関がどのベンダーの診療システムを採用しようとする地域連携に参加できるようにするため、また、将来的な広域連携を円滑かつ最小限の費用で実現するためには、標準的な形式でのデータ蓄積を介した連携の仕組みを 示し推進していくことが必要であるため、行政が関与する必要がある。          ②国で行う必要性の有無:有          診療データの医療機関間での相互閲覧の機運が高まっているが、他地域との互換性が考慮されず、地域毎に独自の仕組みが構築される動きがあり、医療機関がどのベンダーの診療システムを採用しようとする地域連携に参加できるようにするため、また、将来的な広域連携を円滑かつ最小限の費用で実現するためには、標準的な形式でのデータ蓄積を介した連携の仕組みを 示し推進していくことが必要であるため、国が財政支援を行う必要がある。          ③民営化・外部委託の可否:否          医療機関等、事業を行う者に対して補助金を交付する補助事業であるため。          ④他の類似事業との整理:類似の取り組みはない。</p> <p>(有効性の評価)          中核的病院に対する補助が、中核的病院などに設置することによりバックアップとしての利用が可能となる仕組みが機能するためには、医療機関が診療データを中核的病院などに標準的な形式で外部保存することにより、将来的には広域な連携を円滑かつ最小限の費用で図ることができる。</p> <p>(効率性の評価)          標準的な形式でのデータ蓄積を介した連携の仕組みを推進していくことにより、医療機関がどのベンダーの診療システムを採用しようとする地域連携に参加できるようになる。また、将来的な広域連携を円滑かつ最小限の費用で実現できる。</p>	<p>○予算要求          評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。          (新規)          ・医療情報連携・保全基盤推進事業          (平成24年度予算概算要求額:1,961百万円)</p> <p>○機構・定員要求          なし</p> <p>○税制改正要望          なし</p>	<p>○ -</p>

※ 新規事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成23年10月14日付けで総務省あて送付している。

< 研究事業に関する事業評価(事前評価) >

事業名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
厚生労働科学研究費補助金による研究事業	必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。評価の対象としたすべての事業において、必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、「科学技術に関する予算等の資源配分の方針」(平成23年7月29日総合科学技術会議決定)等で示されている評価の観点を満たしている。	評価結果を踏まえ、14事業につき、平成24年度予算概算要求を行った。
基礎研究推進事業費		評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。
		計15件につき、平成24年度予算概算要求を行った。

※ 研究事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成23年12月12日付けで総務省あて送付している。

<租税特別措置に関する事業評価(事前評価)>

No.	事業名	政策評価の結果の政策への反映状況
1	雇用促進税制の拡充	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除することとなっている税額控除の額を引き上げるとい税制改正要望(23年8月)を行ったが、今年度は措置せず、来年度以降の協議となった。
2	新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、新築住宅又は新築中高層耐火建築物である住宅で、一定の要件を満たすものについては、当該住宅に対して課する固定資産税を新築住宅は3年間、新築中高層耐火建築物である住宅は5年間、2分の1に減額する措置の適用期限を平成26年3月まで延長するという税制改正要望(23年9月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。
3	医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、持分のある医療法人のうち、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設するという税制改正要望(23年8月)を行ったが、来年度以降の協議対象となった。 (1)移行期間中に投資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた投資者が出資持分を放棄し、一定の要件(相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。)を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。 ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。 (2)相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。 ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存出資者は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。 併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人(※)については、移行期間中に、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存出資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。 (課税判定時期等について) 残存出資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存出資者に対するみなし贈与の課税とはしない等の取扱いとする。 ※ 出資額限度法人とは、持分のある社団法人医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払出出資額を限度とすることを明らかにするもの。
4	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、社会医療法人に対する寄附について、以下の措置を創設する税制改正要望(23年8月)を行ったが、来年度以降の協議対象となった。 (1)社会医療法人に寄附した場合の寄附金を所得から控除する。 (2)社会医療法人に寄附をした法人について、当該寄附金を一般の損金算入限度額とは別に損金算入する。 (3)社会医療法人に相続財産を寄附した場合に相続税を非課税とする。
5	試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の維持	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、増加型・高水準型の恒久化の税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。
6	中小企業等者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額の300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる制度の適用期限を2年間延長するという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。
7	少額特例により取得した少額資産の固定資産税免除	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額減価償却資産について、固定資産税の課税客体から除外するという税制改正要望(23年8月)を行ったが、今年度は措置しないこととされた。
8	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税の優遇措置(運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等)を継続するという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。
9	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成25年度末までの2年間延長するという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。
10	確定給付企業年金の損金算入対象となる掛金の範囲の拡大	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、確定給付企業年金を実施している事業主について、損金算入可能な掛金の範囲に、翌年度の予算上見込んだ積立不足を償却するための掛金(特例掛金)を追加するという税制改正要望(23年8月)を行ったが、要望を取り下げた。
11	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、クリーニング事業者による活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得に係る特別償却制度の適用期限を、平成25年度末までの2年間延長するという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。
12	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(固定資産税の課税標準を1/3に軽減)について、対象設備を下記の内容に見直しした上で、その適用期限を2年延長するという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。 [対象設備] (1)テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 (2)フッ素溶剤(※)に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 ※1. 1. 1. 3. 3-ベンタフルオロブタンを含む溶剤
13	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を突如に即したものに新たに見直すという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。
14	中小企業投資促進税制の適用期限の延長	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、次の設備を対象設備に追加した上で、延長するという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正(2年延長)が盛り込まれた。 ・器具備品のうち、度量衡器、試験機器及び測定機器
15	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画に従って、会社の設立、増資等を行う場合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減するという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、所要の改正が盛り込まれた。 <要望の内容> 産法に基づき登録免許税の特例措置を平成26年3月31日まで(2年間)延長する。 ○登録免許税の税率 
16	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置を講じるという税制改正要望(23年8月)を行った結果、平成24年度税制改正大綱(23年12月)において、子ども・子育て新システムに基づく給付について、公租公課禁止及び差押禁止の措置を講じることが盛り込まれ、これ以外の要望については来年度以降の検討課題となった。
17	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	租税特別措置等に係る評価結果を踏まえ、パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組(正社員又は短時間正社員転換の実施、職務評価の導入等)を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じるという税制改正要望(23年8月)を行ったが、今年度は措置せず、来年度以降の協議となった。

※ 総合評価に関する評価書NO.1～16については、平成23年9月30日付けで総務省へ送付している。NO.17については、平成23年10月31日付けで送付している。

## ○事後評価の結果の政策への反映状況

### <実績評価(事後評価)>

反映状況分類欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

〔反映状況分類〕

評価結果の平成24年度予算概算要求等への反映状況を以下のとおり分類した。

- ① 施策目標の終了・廃止を検討
- ② 施策目標を継続(施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討)
- ③ 施策目標を継続(見直しを行わず引き続き実施)
- ④ 施策目標を継続(施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討)

〔機構・定員要求への反映〕

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

No.	施策目標	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成24年度予算概算要求等への反映内容】	反映状況分類	機構・定員要求への反映
1	II - 2 - 1 労働条件の確保・改善を図る	<p>(施策の概要)</p> <p>本施策は、次の施策小目標を達成することを柱に実施している。                      (施策小目標1)労働条件の確保・改善を図ること                      (施策小目標2)労働契約に係るルールの周知を図ること                      (施策小目標3)最低賃金制度の周知を図ること</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>依然として厳しい経済・雇用情勢の下、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、解雇・雇止し、労働条件の引下げ等に関する申告・相談が数多く寄せられている。このため、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、事業主等の法令遵守意識をより一層高めていくことが必要である。                      ○監督署による監督指導について、計画的・機動的な実施により労働条件の確保・改善の達成に向けて着実に取り組んでいる。更に、本年度新たに導入した監督指導手法(労働条件上の問題を抱える小規模な小売業、飲食店などの事業場に対し、法令の丁寧な説明会の実施後に、個別に指導を行う手法)や、今後導入する予定であるメール等を活用した監督対象事業場の新たな把握手法により、いっそう効果的かつ効率的な運営を行っている。                      ○これまで労働契約法に関するセミナー事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果をおよぼしてきた。しかしながら依然として、個別労働紛争の件数も高止まりしていることから、今後も、これから労働者にならうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要。                      有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていくことが必要。                      ○最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を低下し、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要。</p> <p>(有効性)</p> <p>指標1については目標は定めていない。労働基準監督署では、事業場への監督指導の結果労働基準法令違反が認められたものについては、それを確実に是正するよう確に事業主への指導を行っている。                      指標2、指標3については目標を上回っており、労働契約法セミナーや、市町村の発効する広報誌への最低賃金制度の掲載依頼等の取組が有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>「労働条件の確保・改善を図る」ため、3つの施策目標を柱に施策を実施している。                      ○監督署による監督指導は、膨大な数の事業場の中から、前年までの監督実績及び各種指標の評価を通じ、監督を行うべき事業場を選び出して計画的に監督指導を実施するほか、労働者からの申告により把握した事業場に機動的に監督を実施するなど、効率的な運営を行っている。                      ○労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールについての教育、情報提供等を着実に進めていくことが個別労働紛争の未然防止に効果的である。民間組織を活用し、最も低廉な方法により実施しており、費用対効果の観点からも効率的である。                      ○最低賃金制度の周知広報については、ポスター駅貼り、インターネットによる周知広報委託事業を総合評価落札方式により効率的に執行するとともに、市町村広報誌への掲載を働きかけるなど効率的に実施している。</p>	<p>○予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、今後も労働条件の確保・改善を図るため、見直しの上増額し、平成24年度予算概算要求を行った。</p> <p>※労働契約に係るルールの周知については、これまでセミナーの事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、状況提供等に一定の効果をおよぼしており、今後は開催回数を増加の上、引き続き実施していく。</p> <p>・労働契約法等活用支援事業                      (平成24年度予算概算要求額: 24百万円) [平成23年度予算額: 22百万円]</p>	④	-
2	III - 1 - 5 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する	<p>(施策の概要)</p> <p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施している。                      (施策小目標1)児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を整備すること                      (施策小目標2)虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること                      (施策小目標3)配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等が情報共有を図り、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このため、国として、関係間で情報の交換と支援の協議を行う機関として子どもを守る地域ネットワークの設置を推進してきたところであり、子どもを守る地域ネットワーク又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は、平成22年4月1日現在で98.7%となり、ほとんどの市区町村で設置が進んでいるが、専門職員の確保、質の向上などネットワーク設置後の機能強化を図ることが重要であり、引き続きネットワークの機能強化のための施策を推進していく必要がある。                      ・社会的養護を必要としている子どもの数は増加しており、これらの子どもが健やかに育ち、一般家庭の子どもと平等のスタートラインに立てよう、保護・支援の体制をさらに充実させていく必要があり、施設の小規模化、里親推進等による家庭的養護の推進等に取り組む必要がある。                      また、配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数は増加しており、婦人相談所等の機能を強化し、被害者に対する支援を充実させていく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>指標1について、市町村における子どもを守る地域ネットワークの調整機関に一定の専門性をもった職員の配置が進んでいることにより、ネットワークの体制整備が進んでいるものと考えられる。                      指標2～4について、実績値が前年度を上回っており、子どもの保護・支援の体制の整備が進んでいる。28年度の目標値を達成するため、引き続き施策の推進が必要である。                      指標5について、実績値が前年度を上回っており、配偶者からの暴力被害者等の相談等の体制を整備が進んでいる。</p> <p>(効率性)</p> <p>指標1～5については、毎年度実績値が増加しているところであるが、引き続き効率的な事業の実施を推進していく必要がある。</p>	<p>○予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、今後も児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援の充実を図るため、見直しの上増額し、平成24年度予算概算要求を行った。</p> <p>(継続)</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業                      (平成24年度予算概算要求額: 2,468百万円) [平成23年度予算概算要求額: 2,508百万円]</p> <p>※「子ども・子育てビジョン」における整備目標を踏まえ、小規模グループケア等の箇所数の増加を検討します。</p> <p>(継続)</p> <p>・小規模グループケア(平成24年度予算概算要求: 743か所) [平成23年度予算概算要求: 713か所]                      ・地域小規模児童養護施設(平成24年度予算概算要求: 240か所) [平成23年度予算概算要求: 210か所]</p>	④	-

3	<p>IV - 1 - 2 医療需要に見合った医療従事者を確保する</p>	<p>(施策の概要) 本施策は、次の施策小目標を柱に実施している。 (施策小目標1) 女性医師・看護師等の離職防止、復職支援を図ること</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) ○医師として就業している者の割合については、男性医師及び女性医師のいずれも学部卒業後、卒後年数とともに低下しており、特に、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、男性医師の就業率に比べて女性医師の就業率の減少幅が大きい。当該就業率の差については、女性医師が出産・育児により離職していることが一つの要因となっているものと考えられるため、この時期の未就業の女性医師に対して、引き続き離職防止・復職支援を行っていくことで、医師確保につなげていく必要がある。 ○看護職員については、「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」において、平成22年12月に、平成23年から平成27年までの新たな看護職員需給見通しを取りまとめ、平成23年における需要見込み140.4万人に対して、平成27年における需要見込みが150.1万人と、10万人弱の増加が見込まれることから、引き続き看護職員確保のための対策が必要である。 ○以上より、上記施策の有効性は高いものと評価できる。</p> <p>(有効性) ○女性医師等に対する離職防止、復職支援については、出産や育児等により離職している女性医師等のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する「女性医師等就業支援事業」や、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、パートタイム勤務等の職業斡旋事業を実施する「女性医師支援センター事業」を実施するなど、施策を講じており、指標として掲げた就業女性医師数も平成18年度から毎年度、目標値(前回調査時)を上回る実績値を残している。 ○看護職員の確保については、看護師等養成所の運営費補助、病院内保育所及び新人看護職員研修の支援、ナースセンターにおける求人求職情報の提供や就職あっせん等の人材確保に向けた総合的な支援事業等に対する国庫補助を行っているところであり、指標として掲げた就業看護職員数についても、毎年度、目標値(前回調査時)を上回る実績値を残している。 ○以上より、上記施策の有効性は高いものと評価できる。</p> <p>(効率的性) ○女性医師支援センター事業については、(社)日本医師会へ当該事業を委託している。当該法人は47都道府県医師会の会員で構成されており、医師の職能団体として我が国最大(会員16.6万人)の団体であり、全医師の約6割が会員となっている。また、病院開設者の5割以上が会員となっているため、医療機関と連携して女性医師の離職防止や再就業の促進を図るため、無料職業紹介やライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の確立等の方策を最も効率的に実施できる法人であり、同法人に事業を委託することで当該事業を効率的に実施していると評価できる。 また、事業の内容自体も、求職者(医師)と求人者(医療機関)とが、それぞれインターネットを通して登録を行い、求職・求人情報を確認できるようにすることで、効率的な職業斡旋事業の運営を可能としており、当該施策の効率的性について評価できる。 ○ナースセンター事業においては、求人求職情報の提供や就職あっせん等の業務について、各都道府県ごとに「都道府県ナースセンター」として1の公益法人を指定し事業を委託しており、当該地域の実情に応じた施策を展開しているところ。また、「中央ナースセンター」においては、これら都道府県ナースセンターの業務に関して、連絡調整及び指導・助言を行い、また、情報・資料を収集し他の都道府県ナースセンターと情報共有することで、ナースセンター事業の一体的な運営を可能としている。以上の観点から、当該施策の効率的性について評価できる。 なお、「中央ナースセンター」事業については、看護職員の職能団体として我が国最大の公益社団法人日本看護協会へ委託しており、全国的なネットワークを活用することで、広く情報提供を行うことが可能であり、この点においても効率的に実施していると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、今後も医療需要に見合った医療従事者の確保を図るため、継続して平成24年度予算概算要求を行った。</p> <p>・女性医師等就業支援事業 (平成24年度予算概算要求額: 医療提供体制推進事業費補助金255億円の内数) [平成23年度予算概算要求額: 256百万円] ・女性医師支援センター事業 (平成24年度予算概算要求額: 175百万円) [平成23年度予算概算要求額: 156百万円] ・中央ナースセンター事業 (平成24年度概算要求額: 114百万円) [平成23年度予算概算要求額: 114百万円]</p>	<p>③施策目標を継続(見直しを行わず引き続き実施)</p>	<p>—</p>
4	<p>IV - 3 - 2 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する</p>	<p>(施策の概要) 本施策は、次の施策小目標を柱に実施している。 (施策小目標1) 難病対策を推進すること (施策小目標2) ハンセン病対策を推進すること (施策小目標3) エイズ対策を推進すること</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) ○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策である。 他方、本事業においては、対象疾患の拡大要望や都道府県の超過負担などの課題があり、今後の難病患者に対する医療費支援の在り方について、現在、厚生労働省に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」において制度横断的に検討を行っているところであり、その結果も踏まえつつ、引き続き本事業を実施していく。 ○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律においては、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならないとされている。このため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復のため、引き続き本事業を実施していく。 ○HIV検査・相談体制を充実させることにより、HIV感染の早期発見、早期かつ適切な治療を推進することは、国民の健康保持の観点から非常に重要である。エイズ予防指針については、現在、見直しに向けた検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、HIV検査・相談体制の在り方について必要に応じて見直しを行い、引き続き本事業を実施していく。</p> <p>(有効性) ○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)の受給者証交付件数は年々増加しており、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で有効である。 ○ハンセン病資料館においては、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の取組を行っており、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る上で有効である。 ○国民が受検しやすいHIV検査体制を整備し、社会全体として高い受検率を維持することにより、HIV感染の早期発見及び早期治療が可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効である。</p> <p>(効率的性) ○特定疾患治療研究事業(いわゆる難病の医療費助成)により、対象患者が比較的少数で難治性・重症度が高い疾患について、一定の症例数を確保し、治療研究に役立てることにより、対象疾患の医療の確立に資すると同時に、難病患者の医療費の負担軽減を図ることができるため、効率的である。 ○ハンセン病資料館を情報発信の核として、ハンセン病関係資料の収集・展示、元患者の方々の語り部による体験談の講話等の各取組を実施することにより、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復に資するため、効率的である。 ○HIV抗体検査の受検率を向上させることにより、HIV感染者及びエイズ患者の早期発見及び早期治療につながり、感染拡大の防止を図ることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的である。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、今後も難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進していくため、継続して平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算要求額: 36,993百万円</p> <p>(予算のうち、以下は新規分(再掲)) ・難病患者の在宅医療・介護の充実・強化事業【難病対策分】 (平成24年度予算概算要求額: 15百万円) ・ハンセン病対策促進事業【ハンセン病対策分】 (平成24年度予算概算要求額: 26百万円) ・中核拠点病院遠隔調整員養成事業【エイズ対策分】 (平成24年度予算概算要求額: 12百万円) ・HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業【エイズ対策分】 (平成24年度予算概算要求額: 132百万円)</p> <p>○組織・定員要求 評価結果を踏まえ、難病にかかる調査研究、患者のニーズ、国際的な施設の情報収集等を通じて、効果的な難病対策を推進するため、「難病情報調査員」の増員を行う予定。</p>	<p>③</p>	<p>○</p>

<p>IV - 4 - 3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する</p>	<p>(施策の概要) 本施策は、次の施策小目標を柱に実施している。 (施策小目標1) 麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する (施策小目標2) 麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進する (施策小目標3) 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進する</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 平成22年は、警察等関係機関と合同捜査等を実施するなど、徹底した取締りを実施し、暴力団やイラン人薬物組織等の薬物供給者を摘発して、薬物不正流通の遮断を推進した。また立入検査において、医療関係者等の麻薬・向精神薬等の適正管理の意識を高め、麻薬等の不正流通防止が図られた。さらに薬物乱用防止に関する啓発活動や再乱用防止対策を推進し、潜在的な又は現に乱用している需要層の減少に寄与するとともに、違法ドラッグ対策を強化して、指定薬物の不正流通防止を図った。これらの施策により、麻薬・覚せい剤等の乱用防止が推進されており、一定の成果があったと評価できる。 しかし、最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等、より複雑化・巧妙化しており、また水際での薬物の大量押収、国内での大規模大麻不正栽培事犯等から、薬物に対する大量の需要があることが推定されるほか、覚せい剤事犯に関しては近年に比べ増加するなど、依然として深刻な状況にある。よって今後とも、薬物対策関係省庁間での捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図るとともに、麻薬取締官の増員、教養資機材の整備を図り、取締り体制の充実強化を進めることが必要である。 薬物乱用防止の普及啓発については、近年、未成年者の薬物事犯が減少傾向にあり一定程度の効果をあげていると評価できるが、今後は、浸透度調査(配布先へのアンケート調査)の結果も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、薬物乱用に手を染める可能性が高いと推測される集団に対するアプローチ方法を検討する等、より有効かつ効果的な啓発活動を充実・強化していく必要がある。 再乱用防止対策については、薬物事犯の再犯者数は依然として高い水準であることから、引き続き関係施策を継続する必要がある。また麻薬取締部において、初犯者に対する再乱用防止対策について検討している。 違法ドラッグ対策については、違法ドラッグの販売等は、法規制を逃れる目的で構造式の一部に変化を加えた薬物を輸入・販売していることから、今後も引き続き、監視指導を徹底し、新規の違法ドラッグを迅速に指定薬物に指定していく必要がある。また、指定薬物の取締りを強化するため、麻薬取締官や麻薬取締員が直接指定薬物を取締りを行えるよう法改正を検討している。</p> <p>(有効性) ○施策小目標1 取締関係機関相互の情報交換、合同捜査等緊密な連携を図った取締を実施し、平成22年は全国で暫定値で14,965人の薬物犯罪者を検挙するとともに、暫定値で覚せい剤約310kgや大麻195kg等の薬物を押収した。厚生労働省においては、警察等と合同又は共同で暴力団による薬物密売組織に対する取締りを実施したほか、イラン人組織による薬物密売事犯、ベトナム人組織による大規模大麻不正栽培・密売事犯を摘発し、外国人密売組織に対して一定の打撃を与えた。薬物供給者の摘発は、薬物の不正流通の遮断を図るうえで重要であり、有効な施策と評価できる。 また、都道府県の業務主管課とともに、全国で医療機関や薬局等への立入検査を実施し、医療用に使用される麻薬・向精神薬等の管理の指導監督の徹底を図った。立入検査により、医療機関や薬局等の麻薬等に対する適正管理の意識が高まっており、麻薬等の不正流出防止を図るうえで有効であったといえる。 医療用麻薬等の原料となるあへんは、乱用された場合、心身に対する弊害が極めて大きい一方で、医療上必要不可欠な医療用麻薬等の原料となるものであることから、国があへんを一元管理しており、乱用や不正流通を防止しつつ、国内における必要量の供給を確保するうえで有効であったといえる。 ○施策小目標2 全ての小学校6年生の保護者及び高校生3年生に対し、平成22年度は計229万部の薬物乱用防止のための啓発資料を配付し、青少年を中心とする一般国民の薬物乱用の危険性や有害性に対する知識の普及を図った。近年、未成年者の主な薬物事犯検挙人数は減少傾向にあり、平成22年においても前年と比べ暫定値で68人減の425人となっており、広報啓発活動については一定程度効果をあげていると評価できる。 また再乱用防止対策を推進するため、薬物中毒者対策連絡会議等を開催し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰に関する意見交換・情報提供等を行うとともに、薬物依存者等の家族に対して、薬物依存に関わる情報や薬物相談の窓口を網羅的に記載した「家族読本」を作成・配布しました。これらの施策は、地域における関係機関の連携強化、薬物依存等に関する知識の向上に寄与しており、再乱用防止を推進するうえで有効な施策と評価できる。 ○施策小目標3 違法ドラッグ対策として、国の買上調査及び各都道府県の独自の買上調査等の情報を基に、新たに5物質を指定薬物として指定し、当該物質の製造、輸入、販売等を禁止した。同施策により、指定薬物の不正流通防止が図られており、有効な施策と評価できる。 (効率性) ○施策小目標1 最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等が問題となっていることから、麻薬取締部においては、全国の麻薬取締部でインターネット監視による情報収集に努めるとともに、情報を一元管理するなどし、捜査情報の運用の効率性を高め、インターネットを利用した事犯の摘発を強化した。 また、不正取引される傾向が高い向精神薬を取り扱う診療施設に対する立入検査を重点的に実施し、医療関係者に対する注意喚起を行うことにより、向精神薬の不正流通防止を効果的に実施することができた。 ○施策小目標2 平成22年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「事業は継続するが、更なる見直しが必要」であり、その際「他省庁との関係も含めて見直す」との指摘を受けたことも踏まえ、各府省庁の啓発広報事業の実態把握等を行い、その結果、文部科学省において同様の読本を作成している中学校1年生向けの啓発読本を作成し、他府省庁との重複を避けつつ、より効果的に事業を実施した。 ○施策小目標3 違法ドラッグ対策については、新たに指定薬物に指定された物質を含有する商品の写真等を取締機関等に情報提供することにより、各取締機関等が情報を共有でき、監視・指導の効率的な運用が図られた。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、今後も麻薬・覚せい剤等の乱用の防止を図るため、継続して平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算要求額: 1, 219百万円</p> <p>○予算・定員要求 より確実な被疑者検挙のためのDNA型鑑定導入、「合法ドラッグ」と称され販売されている指定薬物取締りの強化、大麻事犯の取締り及び組織犯罪対策を強化するための、増員を行う予定。 平成24年度増員要求: 20名</p>	<p>③</p> <p>○</p>
<p>IV - 8 - 1 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する</p>	<p>(施策の概要) 本施策は、次の施策小目標を柱に実施している。 (施策小目標1) 新たな年金制度の制度設計を着実に進める (施策小目標2) 現行の公的年金制度の改善 (施策小目標3) 国際化の進展への対応を図ること</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 有効性及び効率性の評価の欄で示したように、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討については、着実な進展が図られた。 また、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方については、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」の最終報告において運用目標のプロセス、管理運用法人のガバナンスの在り方等については概ね意見が一致したが、運用手法等については、積極的な運用と、安全性の高い運用を求め異なる意見など様々な意見があり、商榷併記となった。意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに併せて改正を行うことを予定している。 さらに、社会保障協定に係る目標を達成し、国際化の進展への対応に成果があったと評価できる。引き続き、社会保障協定の締結を推進し、国際化の進展への対応に取り組んでまいります。 このように、平成22年度においては、年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築するよう、様々な取組を行い一定の成果を得ることができた。平成23年度においても、現在の取組を引き続き実施し、更なる制度改善に努めてまいります。</p> <p>(有効性) ○厚生労働省社会保障検討本部(平成22年12月設置)において、「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)」や「社会保障改革の推進について(閣議決定)」などにに基づき、部局間の円滑な連携を図りつつ改革案の論点整理を進め具体化を図ることにより、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善に向けて着実に取組を進められたと評価できる。 例えば、新たな年金制度の検討に資するための所得把握調査については、平成22年11月に対象となる市町村に調査票を配布し、平成23年2月にこれを回収した。平成23年度は、これらの集計・分析を行うこととしている。 また、新たな年金制度の設計に向けた情報収集のための海外調査については、平成22年度に海外出張や文献等により諸外国の制度調査を行った。 さらに、新設年金制度の財政計算システムについては、平成22年度において、概算システム(作成と年金給付分布推計を行うためのシステム)の基本設計を行った。平成23年度においては、引き続き新設年金制度の検討に必要なシステムの設計を行う計画である。 ○有識者からなる「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」(平成21年11月設置)において、同法人の運用目標やガバナンス等について広範な議論が行われ、合議制により意思決定を行うことや年金制度・財政と連動する一体的議論を場を政府内に設けること等の提言がなされた。(平成22年12月) 意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに合わせて改正を行うこととしており、現行の制度の改善に資するものであったと評価できる。 ○平成22年度においては、スウェーデン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至った。平成23年9月31日時点で、12カ国との間で協定が発効されており、社会保障協定による経済効果(※)は約767億円にのぼっている。このように、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することを通じ、国際化の進展への対応が図られたと評価できる。 ※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p> <p>(効率性) ○厚生労働省社会保障検討本部において年金制度改革に関する検討を行うに当たり、「社会保障改革の推進について」に示されたスケジュールに基づいて、早い段階から業務部門や他部局と連携を図り作業を進めた。これにより、年金改革の方向性によって新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討を計画的に進めることができたことと評価できる。 ○「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」は、広範な論点について議論が行われ、主要な意見項目ごとに整理し平成22年6月中旬とまとめで公表した。また、中間まとめ以降は、運用目標の在り方や管理運用法人のガバナンスを中心に議論を重ね、平成22年12月に速滞なく最終報告を公表したことから、効率的に検討を進められたものと評価できる。 ○社会保障協定については、新規に開始した3カ国との予備協議等を含め、相手国政府等と平成22年度中に15回の協議を行った。また、平成22年度中にブラジル及びスイスとの間で社会保障協定の署名を行うとともに、スウェーデン、アイルランド及びブラジルとの間で行政取決めの署名を行った。さらに、平成22年12月にはスウェーデン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至っており、毎年度1カ国以上発効させるという目標を達成した。以上のことから、効率的に施策を実施したと評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、今後も国民に信頼される公的年金制度の構築を図るため、継続して平成24年度予算概算要求を行った。 (継続) ・公的年金制度運営諸費事業 (平成24年度予算概算要求額: 295百万円)</p> <p>○機構・定員要求 今後の年金改革の方向等を踏まえ、必要な組織・定員の体制整備を検討します。 (継続) 年金制度の円滑な事業運営のために必要な体制整備を行う予定 (定員) 現行制度の改善等に伴う事業運営の検討、実施体制の強化及び社会保障協定締結を促進し円滑な運用を図るため増員を行う予定</p>	<p>③</p> <p>○</p>

※ 実績評価書については、平成23年9月30日付けで総務省あて送付している。  
※ 政策評価結果の平成24年度予算概算要求等への反映内容欄のうち、予算に係るものについては、政策増減によらない額の増減等を含むものがある。

＜継続事業に関する事業評価(事後評価)＞

概算要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

【概算要求への反映】

評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。

【機構・定員要求への反映】

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。

No.	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成24年度予算概算要求等への反映内容】	概算要求への反映	機構・定員要求への反映
7	産科医療機関確保事業(Ⅳ-1-1)	<p>(事業の概要) 産科医療機関に対する①勤務する医療従事者の人件費、②医師等の休日代替要員雇上経費、③医療機器(分娩関係)の購入費、④遠隔地からの妊産婦、家族等の宿泊施設整備費の財政支援を行うことにより、経営の安定化を図るとともに、安心して出産できる環境の整備を図る。</p> <p>(有効性の評価) 本事業の実施により、補助金の交付を受けた産科医療機関においては、経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られたと考えられる。</p> <p>(効率性の評価) 産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることが出来たと考えられる。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き身近で安心して出産できる環境整備を図るため、平成24年度予算概算要求を行った。 (継続) 産科医療機関確保事業 (平成24年度予算概算要求額:323百万円) [平成23年度予算概算要求額:323百万円]	○	－
8	医療機関・公的機関等への個人防護服(PPE)の確保(Ⅳ-3-4)	<p>(事業の概要) 「医療機関における感染症対策ガイドライン」(新型インフルエンザ専門家会議(平成19年3月26日))において、新型インフルエンザ患者に対する診療やケアのために、近づくものあるいはその可能性にあるもの全てが適切な個人防護服を着用しなければならないとされており、高感染リスクにさらされる医療従事者の理解と協力のもと、発生時の円滑な初動体制の確保を目的にPPE(個人防護具)を備蓄する。</p> <p>(有効性の評価) 新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることや、さらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は初動体制の確保のために不可欠なものである。 平成21年度の新型インフルエンザ発生時には、個人防護具(PPE)が不足していた府県に対して約3千人分の装備を送付した。</p> <p>(効率性の評価) 新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備しておくことが必要であることから、必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、新型インフルエンザ対策の推進を図るため、既存事業について継続して平成24年度予算概算要求を行った。 (継続) 医療機関・公的機関等への個人防護服(PPE)の確保事業 (平成24年度予算概算要求額:22百万円) [平成23年度予算概算要求額:23百万円]	○	－
9	糖尿病等の生活習慣病対策推進費(Ⅳ-3-7)	<p>(事業の概要) 糖尿病等の生活習慣病対策を推進する上で、糖尿病対策に関する情報を収集し、分析し、国民・患者・医療関係者に対して、「糖尿病医療に関する専門医療機関の情報」、「最新の予防法や治療方法に関する情報」等を発信する情報基板を独立行政法人国立国際医療研究センターに設置し、運用していくための事業である。</p> <p>(有効性の評価) 今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少がした。</p> <p>(効率性の評価) 医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 (継続) 健診・保健指導データ収集、分析、評価事業費 (平成24年度予算概算要求額:49百万円) [平成23年度予算概算要求額:21百万円]	○	－
10	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化(Ⅱ-2-2)	<p>(事業の概要) 地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関としてメンタルヘルス支援センターを設置し、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。</p> <p>(有効性の評価) メンタルヘルス対策が十分に進んでいない事業場に対し効果的に支援を行うために、本事業により「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。 事業場への個別訪問支援の実施により、職場のメンタルヘルス対策の促進が図られると考えられるが、各事業場において専門スタッフが確保され、自立的な取組が行われるには、一定程度の期間がかかると考えられる。 平成22年9月に独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した「職場のメンタルヘルスケア対策に関する調査」においては、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は50.4%となり、「職場のメンタルヘルスケア対策に関する調査」と「平成19年労働者健康状況調査」では、調査手法及び母集団等が異なることから単純には比較できないものの、平成19年と比較し取組が大幅に進んでいる。 なお、「新成長戦略」において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」としている。</p> <p>(効率性の評価) メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有する団体に委託することにより、効率的な事業運営を図っている。労働基準監督署による指導を行った事業場など、さらに取組への支援が必要な事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援にのけるなど、行政による指導と支援を組み合わせることで実施し効率性を高めている。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、メンタルヘルス対策の充実を図るため、平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算概算要求額:1,443百万円 [平成23年度予算額:1,428百万円]	○	－

11	<p>小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設(Ⅱ-2-2)</p>	<p>(事業の概要) 地域産業保健事業において、産業医の選任義務がない小規模事業場の労働者を対象に専用の相談窓口を設置し、安全衛生法第66条の8に規定する長時間労働者に対する面接指導等を実施する。</p> <p>(有効性の評価) 産業医の選任義務がない小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価される。</p> <p>(効率性の評価) 平成22年度より、原則的に事業場周辺の地域の医療機関で実施することにより、労働者の利便性を確保するとともに、医師の確保に要する費用の効率化を図った。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、今後も産業医選任義務がない小規模事業場の労働者の健康確保を図るため、平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算概算要求額:80百万円 [平成23年度予算額:87百万円]</p>	○	-
12	<p>精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化(Ⅱ-1-3)</p>	<p>(事業の概要) ○1年間程度かけて20時間以上の就労を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」を実施した事業主に対して奨励金を支給する。さらに、数人の障害者がお互いに支え合いながら働くグループ雇用を促進するため、事業主が本奨励金を利用する障害者をグループで雇用し、かつ、担当の支援員を配置して障害者に援助を行う場合は、奨励金の加算を行う。 ○ハローワークに精神保健福祉士等の資格を有する精神障害者就職サポーターを配置し、精神障害者に対するカウンセリング等を行う。なお、平成23年度からは、従来のカウンセリング等の業務に加え精神障害者に関する企業の意識啓発、雇用事例の収集、職場の開拓、就職後のフォローアップなどを行う精神障害者雇用トータルサポーターをハローワークに配置する。</p> <p>(有効性の評価) ○精神障害者等ステップアップ雇用 精神障害者等ステップアップ雇用の対象者数は年々増加(平成20年度172人→平成22年度341人)しているため、精神障害者の就労支援策のひとつとして活用が図られていると評価できる。また、20時間未満の短時間労働から常用雇用に移行した者は、平成22年度で全体の45.2%であり、確実に成果はあげていることから、短時間労働から常用雇用への移行を実現する施策として有効であると評価できる。一方で、目標(60%)には届いていないことから、引き続き、目標を上回るよう業務を実施する必要がある。 ○精神障害者就職サポーター 精神障害者就職サポーターのカウンセリングの実施件数は平成20年度から平成22年度にかけて、約2.3倍(平成20年度14,306件→平成22年度32,589件)に増加している。また、ハローワークに新規求職申込をした精神障害者に占める「サポーターのカウンセリングの実施」割合も平成20年度の50.2%から平成22年度の82.2%に増加していることから、精神障害者等ステップアップ雇用と同様に、精神障害者の就労支援策のひとつとして活用が図られていると評価できる。 また、「サポーターによる支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者」も年々増加(平成20年度928人→平成22年度2,532人)していることから、サポーターによるカウンセリング支援などが有効に働いているものと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) ○精神障害者ステップアップ雇用 精神障害者は、主治医の意見書等により症状が安定し就労が可能な状態であると判断されている者であっても、直ちに長時間の就労が難しい場合がある。また事業主についても、精神障害者が採用後に仕事等の影響から不安定な状態が続くことも多いため、精神障害者の雇入れについて不安を持つことがある。 精神障害者ステップアップ雇用は、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況等を見ながら徐々に就業時間を伸ばしていくことで、常用雇用に先立ち、精神障害者及び事業主の双方の困難を克服することが可能である。そのため、精神障害者ステップアップ雇用は常用雇用に先立ち、精神障害者及び事業主双方に、就業効果をもたらすという点で効率性が高いと考えられる。 ○精神障害者就職サポーター ハローワークにおいて、従来行われていた精神障害者に対する就労支援に加え、精神障害の専門的知識を持つ精神障害者就職サポーターによるカウンセリング等による心理面への支援を行うことにより、就職に向けた準備段階から支援を段階的に計画的に実施することができる。また、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金等の各種施策により事業主への支援を行うことができることから、精神障害者就職サポーターを中心に雇用促進を総合的に取り組めるといふ点において事業効率が高いものと考えられる。 また、平成20年度と平成22年度の精神障害者就職サポーター1人当たりのカウンセリング件数を比べると増加するとともに、相談件数1件当たりの費用も低下していることから効果的な事業実施となっている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、精神障害者の特性に応じた支援を実施するため、既存事業を継続して平成24年度予算概算要求を行った。 (継続) ・精神障害者等ステップアップ雇用奨励金 (平成24年度予算概算要求額:123百万円) [平成23年度予算額:199百万円] ・ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化(※) (平成24年度予算概算要求額:600百万円) [平成23年度予算額:593百万円]</p> <p>※ 精神障害者就職サポーターについては、平成23年度からは、従来のカウンセリング等の業務に加え精神障害者に関する企業の意識啓発、雇用事例の収集などを行う精神障害者雇用トータルサポーターとして事業を実施している。</p>	○	-
13	<p>ジョブ・カード制度の構築(Ⅱ-1-4)</p>	<p>(事業の概要) 職業能力を向上させようとしても機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者、新卒者など)を対象に、産業界・企業との密接な連携の下、産学と実習(OJT)を組み合わせた実践的な訓練(職業能力形成プログラム)を積極的に提供する。これとともに、この訓練が適切に行われたことについての評価の認定を行い、その内容やこれまでの職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめ、そのジョブ・カードを労働市場における求職活動に幅広く活用し、就労に結びつけるため「職業能力形成システム」を構築し、その普及促進を図るため、以下の事業を実施する。 (1)産業界が主導する推進体制の整備 職業能力形成システムの普及促進を図るため、中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報・啓発及び活用促進事業を実施する。 (2)産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・職業能力評価のための基準づくり ○モデル評価シート(仮称)の開発等 産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・評価を可能とするため、業界団体の主体的参画の下、企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート(仮称)」を開発する。 (3)職業能力形成プログラムへの参加者の積極的な誘導と綿密なキャリア・コンサルティングの実施 ○職業能力形成プログラムへの誘導のための職場見学・体験講習の実施等 職業能力形成プログラムへの誘導を促すため、地域ジョブ・カードセンターにおいて職場見学や体験講習を実施する。 ○参加者に対するキャリア・コンサルティングの実施 ジョブ・カード交付希望者に対して、ハローワーク等において綿密なキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードを交付する。また、キャリア・コンサルタントに対しては、ジョブ・カードの記載方法、効果的な活用方法について講習を行う。 ○携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備 キャリア・コンサルティング付き携帯サイトを開設し、教育訓練情報や求人情報等の提供を行い、職業能力形成システムへの誘導を図る。 (4)実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援 ○「実践型人材養成システム」の普及・定着の促進 「実践型人材養成システム」(実習併用職業訓練)を普及・定着させるため、大企業が自らの教育訓練施設等を活用して中小下請企業の実践的な教育訓練を支援するモデル事業等を創設するとともに、訓練経費等の助成を拡充する。 ○新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援 雇用関係の下で実習と産学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練を創設し、訓練や能力評価等に取り組み事業主に対して訓練経費等の助成措置を講ずる。 ○日本版デュアルシステム等の拡充 若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、「日本版デュアルシステム」等を拡充する。 ○母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる新たな組み合わせ訓練を創設し、実践的な能力開発を実施する。 ○的確な評価を実施するための「評価者」の育成支援 職業能力評価に関する専門家を活用し、企業における「評価者」に対し、評価手法や「モデル評価シート(仮称)」の活用方法等の指導を行う。 ○職業能力形成プログラム参加者に対する生活資金の融資 職業訓練を受講しやすい環境の整備を行うため、職業能力形成プログラムの受講者に対し、職業訓練受講期間中の生活費の貸付を行う融資制度を構築する。</p> <p>(有効性の評価) 委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率(指標2)について、平成20年度を除き目標を達成しており、雇用型訓練の就職率(指標1)については、制度が開始された平成20年度以降目標を達成しており、職業能力形成プログラムは就職に結びつきやすいと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 職業能力形成プログラムは、産学と企業実習を効果的に組み合わせた訓練であるため、就職に結びつき実践的な職業能力を得ることができ、雇用型訓練の就職率(指標1)及び委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率(指標2)が示すとおり、企業と訓練受講生の高いマッチング効果が現れているところである。このことから、本制度は、職業能力開発施策及び雇用対策としての機能を備えた効率的な事業であると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 (継続) ・職業能力形成システム事業 (平成24年度予算概算要求額:58,864百万円) [平成23年度予算概算要求額:60,219百万円]</p>	○	-

14	<p>精神障害者地域移行・地域定着支援事業(Ⅳ-7-1)</p>	<p>(事業の概要)  対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員を指定相談支援事業所等に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図るとともに必要に応じ既に退院・地域移行した当事者による支援等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。  ・精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動  ・退院に向けた個別の支援計画の作成  ・院外活動(福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等)に係る同行支援等  ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言  ・複数圏域にまたがる課題の解決に関する相談、助言</p> <p>(有効性の評価)  長期間入院している等、地域移行が困難と思われていた精神障害者であっても、適切な支援を行えば地域で生活できる可能性があることを確認できた。</p> <p>(効率性の評価)  地域移行推進員の活動により、退院可能精神障害者の地域移行が促進された他、精神科病院スタッフの意識改革等にもつながっている。  平成24年度までに集中的に取り組んで全国的に事業実施し、効率的に事業の目的を達成することができた。</p>	<p>○予算要求  障害者自立支援法の一部改正により、本事業のうち地域移行推進員の活動については、同法に個別給付として位置づけられたため、平成24年度は予算概算要求を行っていない。</p>	-	-
	15	<p>ASEAN地域の健康確保対策事業(Ⅵ-3-1)</p>	<p>(事業の概要)  本事業は、ASEAN地域において地域や職場での保健医療を確立するため、我が国の最良のシステム、経験、ノウハウを包括的に導入することを目的としている。具体的には、特定の対象国において、地域、職場、地方自治体、医療機関、中央省庁(保健省、労働省等)を連携させるパイロットプロジェクト(試験的事業)を実施し、地域の保健、産業保健水準を総合的に向上させるとともに自立を促進させ、さらにその成果を活用して、対象国以外の国・地域においても同様のシステム普及を図る事業である。対象国以外の国・地域への効果的な普及を図るためには、各国・地域の労使や各国の保健省、自治体関係者の理解を得ることが必要である。そこで、ASEAN全地域に対し、労使協調体制を構築し労働者の健康確保等の労働安全衛生を促進する事業及び保健省、自治体関係者に我が国の先進事例を学ばせ、理解の促進を図る事業を併せて実施する。事業の実施にあたっては、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関(ILO、WHO)を通じた事業を実施することで、より確かつ効果的な事業を実施する。</p> <p>(有効性の評価)  ベトナムにおいて、中小企業における労働保護の改善のための国家労働安全衛生計画を効果的に実施すること、中小企業における実用的な労働安全衛生支援システムを設置することといった計画目標が、地域レベルにおける労働安全衛生トレーナーの育成及び同トレーナーによる訓練の実施、労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドラインの作成等を通じて達成されていることから、事業の有効性が確認される。また、拠出金に関して、これまでのところ、医療・保健分野の知識と経験をもつWHOと労働環境整備分野の知識と経験を持つILOが各々の組織の特徴を生かした形で活動することで医療保健分野と産業保健分野の知見を共有している。両国際機関により途上国支援を一体化して、相互補完的に実施することで、単独組織では達成できないアスベスト等の有害物質のモニタリング、労働者への健康診断の実施等の成果が得られたところがある。今後これまでの成果を踏まえ、ASEAN地域全体へ当該事業を拡大することを計画しており、ASEAN地域で特に労働災害の危険が高い集団への健康状態改善において同様の成果が期待されることから、本事業は必要かつ有効と考えられる。</p> <p>(効率性の評価)  ASEAN諸国が直面する労働災害及び職業性疾患の急増といった課題に対し、医療・保健分野の知見を有するWHOと労働安全衛生分野の知見を有するILOが事業実施主体となり支援することにより、相互補完的に実施している。</p>	<p>○予算要求  評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。  (継続)  ・ASEAN地域の健康確保対策事業(世界保健機関拠出金)  (平成24年度予算概算要求額:50百万円) [平成23年度予算概算要求額:50百万円]  ・ASEAN地域の健康確保対策事業(国際労働機関拠出金)  (平成24年度予算概算要求額:44百万円) [平成23年度予算概算要求額:50百万円]</p>	○

<成果重視事業に関する事業評価(事後評価)>

概要要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

〔概要要求への反映〕

評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。

〔機構・定員要求への反映〕

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。

No.	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成24年度予算概算要求等への反映内容】	概要要求への反映	機構・定員要求への反映
16	厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業(XⅡ-1-1)	<p>(事業の概要)</p> <p>平成16年3月に策定された「共通システムの見直し方針」に基づき、府内ネットワークの集約化・共用化を実施し、府内内のLANで運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一するとともに、LANの運用管理業務の集約化を図るものである。</p> <p>※参考:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p> <p>(評価結果の概要)</p> <p>中核的LANシステムについては、システムの更改時(平成17年7月)に、これまで個々に調達していたインターネット回線を含めて調達を行うことにより、年間22,800千円の経費を削減、また、中核的LANシステムの更改により、運用担当職員に係る業務処理時間を年間2,250時間削減し、最適化計画の目標値を達成した。なお、平成22年度に引き続き、平成23年度においても新たなセキュリティ対策を講じる必要性が生じたことから、283,349千円の経費の増加となった。今後は、政府共通プラットフォーム等の動向を踏まえ最適化計画見直しの検討を行う。</p> <p>WAN回線の統合については、平成20年4月から計画通り運用を開始し、各個別システムの段階的な統合についても予定通り完了した。</p> <p>今後、これらのシステム及びネットワークが更改時期を迎えるため、安定的な運用を維持するとともに、円滑な移行を着実に実施するための取り組みが重要となる。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算概算要求額:94百万円	○	－
17	社会保険業務の業務・システム最適化事業(XⅡ-1-1)	<p>(事業の概要)</p> <p>社会保険業務に係る業務・システムの最適化にあたっては、予算効率の高い簡素な政府の実現を目標とし、「業務の効率化・合理化」、「利用者の利便性の維持・向上」、「安全性・信頼性の確保」、「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。</p> <p>【実施施策(主なもの)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の効率化・合理化 業務の集約化及び定型的な業務の外部委託拡大、他公的機関とのデータ連携等により業務の効率化・合理化を図る。</li> <li>2 国民サービスの向上 コールセンター機能の充実、被保険者への情報提供の充実等により国民サービスの向上を図る。</li> <li>3 システムのオープン化 被保険者の資格や保険料の納付状況等の記録を管理する「記録管理システム」並びに基礎年金番号の払い出し、重複払い出しのチェック及び適用動向のための情報管理等を行う「基礎年金番号管理システム」のオープン化を図るとともに、受給権者の年金の裁定と支払い等を行う「年金給付システム」については、本最適化の実施状況を踏まえてオープン化の準備を進める。</li> <li>4 安全性・信頼性の確保 社会保険業務が大量の企業情報、個人情報を扱う業務であることを考慮して、セキュリティ水準の向上を図る。</li> <li>5 調達における透明性の確保 システムについて、適正な調達を進めるとともに、費用の透明性確保に努める。</li> <li>6 最適化の実施に向けた体制の整備 ITガバナンスの強化とPDCAサイクルの確立を図る。</li> </ol> <p>(評価結果の概要)</p> <p>削減経費及び削減業務処理時間について、平成22年度においては、最適化の効果は発現しない。オンライン申請について、利用促進した結果、主に事業主が反復・継続して行う届出について利用率が前年度に比べ向上した。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 (継続) 社会保険業務の業務・システム最適化事業 (平成24年度予算概算要求額:4,022百万円)	○	－
18	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業(XⅡ-1-1)	<p>(事業の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働・社会保険関係手続のワンストップ化 労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所ですべて受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。 また、事業場を特定する番号について、雇用保険給付に係るシステムで用いている番号との統一化による同システムとのデータの共用化を行う。さらに、社会保険との事業場(事業所)コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、法人コードを記録することを検討する。</li> <li>2 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化 都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転先及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。</li> <li>3 申告書等の書類管理のシステム化 年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係る業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。</li> <li>4 問い合わせ対応業務等の外部委託化 従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う「集中事務処理センター(仮称)」にて、集中的かつ効率的に対応する。</li> <li>5 電子申請システムの普及による事業主等の電子申請時の負担の軽減による電子申請の利用促進 府内共通業務システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されたe-Gov(電子政府の総合窓口)に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化(多様なオペレーティングシステムが利用可能となる)、Web化(プログラムのダウンロード等が不要となる)、仕様の公開(事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる)及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。 また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。</li> <li>6 届出書類作成支援機能の提供 従来、読み取り装置の関係で指定用紙であった届出様式を、事業主等がパソコンで普通用紙を用いて作成し、届出を可能とする機能をインターネットで提供することにより、事業主等が行う届出書類作成業務の簡素化を図る。</li> <li>7 フレームのオープン化 再構築によりメインフレームをオープン化(※)することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。 (※)個々の業者の独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。</li> </ol> <p>◆参考:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p> <p>(評価結果の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 削減経費 2010年度(平成22年度)においては、目標の削減効果(約14億円)を達成した。</li> <li>2 削減業務処理時間 2010年度(平成22年度)においては、最適化の効果は発現しない。</li> <li>3 オンライン申請 オンライン申請について利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したが、目標値達成には至らなかった。</li> </ol>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成24年度予算概算要求を行った。 平成24年度予算概算要求額:7,130百万円	○	－

※ 成果重視事業に関する事業評価書については、平成23年9月30日付けで総務省あて送付している。

< 研究事業に関する事業評価(事後評価) >

研究分野等(研究課題数)	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
I 行政政策研究分野	<p>研究成果は学術誌に掲載されているとともに、行政的課題の解決に役立っている。                      行政的要請に応じて分類した4つの研究分野について、それぞれ要請されている要素を明確に整理して、それぞれの領域で行政的に「必要な」研究課題の公募がなされている。                      また、研究班を構成する研究者等の協力により広範な症例が収集されるなど、研究は効率的に実施されているとともに、保健医療福祉の現場にある実践者の積極的な協力が保健医療福祉分野の現状把握と課題の解決に大きな役割を果たしている。併せて、限られた予算の中で、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択され、研究が実施されているとともに、評価方法についても適切に評価され、各研究事業の評価委員会における評価委員がその分野の最新の知見に照らした評価を行い、その結果のもとに研究費が配分されている。</p>	計476件につき、今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し反映する予定である。
1 行政政策研究(27)		
2 厚生労働科学特別研究(13)		
II 厚生科学基盤研究分野		
3 先端的基盤開発研究(51)		
4 臨床応用基盤研究(10)		
III 疾病・障害対策研究分野		
5 成育疾患克服等次世代育成基盤研究(10)		
6 第3次対がん総合戦略研究(24)		
7 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究(150)		
8 長寿・障害総合研究(49)		
9 感染症対策総合研究(41)		
IV 健康安全確保総合研究分野		
10 地域医療基盤開発推進研究(16)		
11 労働安全衛生総合研究(10)		
12 食品医薬品等リスク分析研究(62)		
13 健康安全・危機管理対策総合研究(13)		

※ 研究事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成23年12月12日付けで総務省あて送付している。

<総合評価に関する事業評価(事後評価)>

No.	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況(今後の方向性)
19	ナショナルミニマム(健康で文化的な最低限度の生活)の基準の設定に向け、検討する(Ⅰ-1-1)	○ 厚生労働大臣の主催の下、学識経験者及び関係団体の有識者からなる「ナショナルミニマム研究会」を平成21年12月11日から平成22年6月18日にかけて10回開催し、研究会の中間報告を取りまとめた。 【ナショナルミニマム研究会中間報告: <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0623-12.html">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0623-12.html</a> 】 ○ このナショナルミニマム研究会の理念や中間報告において示された考え方は、社会保障と税の一体改革における厚生労働省案等に発展的に継承されている。 【社会保障制度改革の方向性と具体策: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001bxcx.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001bxcx.html</a> 】	○ 社会保障と税の一体改革における厚生労働省案等を踏まえ、貧困/格差の実態を総合的・継続的に把握するため、複数の客観的な指標を開発する等、施策効果の検証を行う。 ○ ナショナルミニマム研究会中間報告において指摘された、低所得者の消費の実態から見た最低生活費の分析の手法や水準等についての研究を引き続き進める。 ○ 生活保護基準の在り方については社会保障審議会の下に設置された生活保護基準部会において検討を進める。
20	第二のセーフティネット(求職者支援制度の創設等)を整備する(Ⅰ-2-1)	○ 今般の求職者支援制度の創設に向けた検討は、公労使三者構成の労働政策審議会において、職業訓練については、職業訓練を所掌する職業能力開発分科会で、同分科会における議論も踏まえた制度全体については雇用保険部会で、それぞれ緊急人材育成支援事業の課題・実績等を踏まえつつ、求職者支援制度の関係諸制度等に係る資料等も提示しながら、行ったものである。また、財源の議論においては、そのプロセスや方針に対して厳しいご意見もいただいたものの、求職者支援法は、同審議会からなされた建議を踏まえて作成し、同審議会から「おおむね妥当」との答申のあった法律案要綱を基に作成したものである。 したがって、評価の視点は、 ① 今般の求職者支援制度の検討に当たって、緊急人材育成支援事業の課題・実績等を踏まえつつ検討したのかについて、評価をする。 ② 今般の求職者支援制度の検討に当たって、雇用保険制度や生活保護制度等の関係する諸制度との関係を踏まえつつ検討したのかについて、評価をする。 ③ ①、②等の観点から制度の検討をするに当たり、その進め方が適切であったかについて、評価をする。 ④ 今般の求職者支援制度の創設に向けた検討が公労使三者構成により合意形成を行ったものかについて、評価をする。 については、いずれも達成されたものと考えている。	○ 求職者支援制度については、求職者支援制度の訓練の認定基準や給付の支給要件等の施行に必要な事項について、労働政策審議会の建議及び労働政策審議会における今後の議論を踏まえた検討を行い、省令等の必要な準備を行った上で、平成23年10月1日から施行した。 ○ 求職者支援法には、施行後3年を目途として、施行状況等を勘案し、特定求職者の支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要がある場合は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の検討規定が盛り込まれている。この検討規定については、国会における審議の過程で、「費用負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との修正が加えられており、この検討規定に基づき、施行状況を随時把握しながら、制度の在り方全体について、費用負担の在り方も含めて検討していくこととしている。 ○ その際、求職者支援法の附帯決議において「附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方を見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること」とされていることを踏まえつつ、検討を行っていくこととしている。
21	格差や貧困等の経済的損失を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。(Ⅴ-1-1)	○ ナショナルミニマム研究会中間報告において、2年間集中的に職業訓練を実施し就労し続けた場合と職業訓練を受けた生活保護を受給し続けた場合の行政経費の差の推計を報告した。 経済前提や男女により違いがあるものの、18歳から2年間職業訓練を受けた男性が正規雇用された場合には、最大1億円を超える効果がある。 【ナショナルミニマム研究会中間報告: <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0623-12.html">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0623-12.html</a> 】 ○ なお、社会保障改革の検討においても、生活保護を受給し続けた場合と就業した場合の社会保障等に与える影響について推計を行うっており、この推計においても生活保護を受給し続けた場合と働く意欲のあるものが就労を通じて社会に速やかに復帰できた場合、最大で1億5,000万円を超える効果が示されたところ。 【第9回社会保障改革に関する集中検討会議における厚生労働省提出資料: <a href="http://www.cas.go.jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/da8/siryou2.pdf">http://www.cas.go.jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/da8/siryou2.pdf</a> 】	○ 社会保障・税一体改革については、社会保障充実、重点化・効率化と、そのための財源確保と財政健全化の同時達成を内容とする「社会保障・税一体改革案」が6月30日に取りまとめられたところ。 今後、成案に示された工程に沿って、着実に改革を進めていく。 【社会保障・税一体改革案: <a href="http://www.cas.go.jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf">http://www.cas.go.jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf</a> 】
22	規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む。(Ⅵ-1-1)	○ 規制改革については、内閣府行政刷新会議規制・制度改革分科会の議論を踏まえ、平成22年6月18日には、ドラッグラゲ等の更なる解消や特定看護師の新設(仮称)などライフイノベーションに資する内容を含む「規制・制度改革に係る対処方針について」を閣議決定した。 【規制・制度改革に係る対処方針について: <a href="http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/p_index.html">http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/p_index.html</a> 】 ○ 地方分権については、平成23年度からの投資に係る補助金等の一括交付金化に関して、地域自主戦略交付金に水道施設整備費補助を含める方針を決定した。 【第10回地域主権戦略会議: <a href="http://www.cao.go.jp/chiihi-shuken/kaigi/kaigi/kaisai/kaigidaio10/kaigi10gijishidai.html">http://www.cao.go.jp/chiihi-shuken/kaigi/kaigi/kaisai/kaigidaio10/kaigi10gijishidai.html</a> 】 ○ 「新しい公共」については、平成22年6月4日に「新しい公共宣言」が取りまとめられた。厚生労働省としては、貧困・困窮者の「再・再生事業(職)」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方等に対して、NPO等民間支援団体と協働した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等を行う)の実施等に取り組んでいる。 【「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る各府省の主な取組について: <a href="http://www5.cao.go.jp/npc/shiryou/22n1kai/pdf/6.pdf">http://www5.cao.go.jp/npc/shiryou/22n1kai/pdf/6.pdf</a> 】	○ 平成23年6月12日に発表した社会保障改革の厚生労働省案において、社会保障改革の基本的方向性の一つとして、「普遍主義、分権的・多様なサービス供給体制」を掲げている。平成23年6月30日に取りまとめられた「社会保障・税一体改革案」においても、「医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加」「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図ることされている。今後、こうした方向性に従い改革を実現していく。 【社会保障・税一体改革案: <a href="http://www.cas.go.jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf">http://www.cas.go.jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf</a> 】
23	「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に資する政策を立案し実行する。(Ⅶ-1-1)	○ 平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、例えば以下のような取組を進めた。【新成長戦略実現2011: <a href="http://www.kantei.go.jp/kakugikettei/2011/shinseicho2011.pdf">http://www.kantei.go.jp/kakugikettei/2011/shinseicho2011.pdf</a> 】 ・医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等 → 「メディカルイノベーションの推進に関する政務会」や「医療イノベーション会議」において、関係府省(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)における2011年度関連事業の連携・協力体制について検討を行った。 ・地域包括ケア推進の法体系等の整備 → 社会保障審議会介護保険部会において、2012年度から始める第5期介護保険事業計画に向けて、当面必要となる介護保険制度の改正事項について「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめた。なお、これを踏まえた「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が第177回国会で成立したところ。 ・子ども子育て新システム検討会議における検討 → 「こども園(仮称)」への一体化、「保育に欠ける要件」の撤廃等、幼保一体化を含む包括的・一体的な制度の構築について検討を行った。 ・求職者支援制度の検討・創設 → 平成23年1月31日「労働政策審議会から求職者支援制度についての建議がなされた。なお、これを踏まえた「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が第177回国会で成立したところ。 ○ なお、5月12日に発表した社会保障改革の厚生労働省案、6月30日に取りまとめられた「社会保障・税一体改革案」においても、社会保障改革と経済成長との好循環を実現することを基本的な考え方の一つとしている。 【社会保障制度改革の方向性と具体策: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001bxcx.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001bxcx.html</a> 】 【社会保障改革案: <a href="http://www.cas.go.jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf">http://www.cas.go.jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf</a> 】	○ 「新成長戦略」の工程表や「社会保障・税一体改革案」で示された工程に従い、引き続き、社会保障と経済成長の好循環の実現に向けて取り組む。
24	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結びつける取組状況を示す指標の開発を図る。(Ⅷ-1-1)	厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、これを業務改善に繋げることであり、業務結果等を公表してきたところであるが、公表開始後1年以上経過した中で、「国民の皆様の声」をより効果的に活用していくために、新たな切り口が必要であると考えられる。	○ 今後、役所的発想を打破し、「国民の皆様の声」をより効果的に活用していくために、アフターサービス推進室と連携し、民間の知見を活用して制度・業務の改善へ繋げる仕組みを導入することとしている。
25	厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。(ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等)(Ⅷ-1-2)	-	○ 次世代育成支援対策促進法第19条第5項に基づき、「職場の子育て応援プログラム」の平成22年度の実施状況をホームページで公表する。また、大臣の視察の様子と献血の協力状況などをホームページにおいて公表している。
26	省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する(Ⅸ-1-1)	○ 省内事業仕分けの実施 ○ 省内事業仕分けでは、厚生労働省の担当者から事務・事業や法人について説明し、その改革案を提示した上で、仕分け人に議論をいただき、最後に仕分け人に対象の事務・事業等について「廃止」「移管」「見直し」といった見解を示していただいた。 ○ 最終的な改革案については、仕分け人の意見や仕分けの場での議論を踏まえて、政務三役が決定し、平成22年の仕分け結果については平成23年度及び平成24年度概算要求に反映させるとともに、役職員の削減による組織のスリム化等を進めたところであり、平成24年度以降についても仕分け結果に基づいて改革に取り組むこととしている。 ○ 仕分けを実施した個人の事務・事業の最終的な改革案については、厚生労働省HPより閲覧可能。 (厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会) ○ 平成22年12月の報告書において「改革への提言」を踏まえて、各分野の整理合理化の実施に取り組んでいる。	○ 平成23年春の省内事業仕分けについては、東日本大震災の発生により災害対策に取り組む必要があったため実施していないが、秋については、平成22年に実施した省内事業仕分けの効果をより一層高めるため、外部有識者からなる「厚生労働省省内事業仕分け監視・検証チーム」を設けて、改革の進捗状況についての監視、検証作業を実施した。(概要については、厚生労働省HPより閲覧可能。) ○ 独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会の報告書への対応状況について、今後も継続的にフォローアップを行うこととしている。 ○ 今後も、改革の進捗状況のフォローアップ等に継続的に取り組む予定。
27	新しい人事システムを構築するとともに、各局各課の組織目標の数値化を進める。また、厚生労働省に不足する7つの能力(実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力)の向上を図る(Ⅹ-1-1)	○ 外部有識者等からなる「厚生労働省人事評価検討プロジェクトチーム」を設置し、約1年間にわたり、人事評価制度の運用や人材育成の在り方等について議論を行った。 ○ これらの議論において、人事評価制度の運用上の課題や人材育成の在り方について課題が明らかになるとともに、その改善に向けた提言を受けて、「組織目標の策定」、「個人の業績評価の目標設定」、「人事評価の面談時の留意事項」、「研修の見直し」等の取組を行った。	○ 今後も、左記にある取組を定着させ、人事評価制度の円滑かつ適正な実施と人材育成を進めていく予定。

※ 総合評価に関する評価書については、平成23年9月30日付けで総務省へ送付している。

<租税特別措置に関する事業評価(事後評価)>

No.	事業名	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況										
28	社会保険診療報酬の所得計算の特例	<p>(租税特別措置等の概要)            医療若しくは歯科医業を営む個人又は医療法人が、社会保険診療につき、支払いを受けるべき金額を有する場合であつて、その金額が5,000万円以下であるときは、当該事業年度の所得金額の計算上、その社会保険診療に係る費用として、支払いを受けるべき金額については、次の金額の区分に応じる率を乗じて計算した金額の合計額を必要経費損金に算入することを認めるものである。</p> <table border="1" data-bbox="304 225 568 300"> <tr> <td>収入金額</td> <td>控除率</td> </tr> <tr> <td>2,500万円以下の部分</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超3,000万円以下の部分</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超4,000万円以下の部分</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超5,000万円以下の部分</td> <td>57%</td> </tr> </table> <p>(必要性)            個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>(有効性)            医科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成20年48.2%/平成22年56.9%)となっており、当該措置が適用される医療機関の全体数から見て僅少や偏りが無く当該措置が使われ、適用機関において事務処理負担が軽減されていると言える。            ※日本医師会調査に基づく            歯科において、社会保険診療報酬が5,000万円以下の割合は全会員の79%であり、個人立医療機関の適用率は約4割(平成17年42.6%)となっており、当該措置が適用される医療機関の全体数から見て僅少や偏りが無く当該措置が使われ、適用機関において事務処理負担が軽減されていると言える。            ※日本歯科医師会調査に基づく</p> <p>(相当性)            地域医療の推進のため、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することで、小規模医療機関が医業に専念できる環境を維持するには、社会保険診療報酬が5,000万円以下の者に限り概算経費率の利用を認める本措置が妥当である。</p>	収入金額	控除率	2,500万円以下の部分	72%	2,500万円超3,000万円以下の部分	70%	3,000万円超4,000万円以下の部分	62%	4,000万円超5,000万円以下の部分	57%	<p>当該措置の適用によって事務の負担が軽減された医療機関の割合は50%を超えていることから、当該措置が小規模医療機関に対し医業に専念できる環境に寄与していることがわかる。国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を維持し続けるためには、当該措置の存続が必要。</p>
収入金額	控除率												
2,500万円以下の部分	72%												
2,500万円超3,000万円以下の部分	70%												
3,000万円超4,000万円以下の部分	62%												
4,000万円超5,000万円以下の部分	57%												

※ 総合評価に関する評価書については、平成23年9月30日付けで総務省あて送付している。